

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. **企業間の連携**：高性能な工業用潤滑油等の提供を通じた工作機械の長寿命化支援や、ITシステムを活用した業務効率化、取引先のテレワーク導入支援等に積極的に取り組みます。
- b. **IT実装支援**：QNAP製NASやヤマハ製ルーター等の導入によるデータの相互利用、ネットワーク構築を通じたサイバーセキュリティ対策の助言・支援、IT人材の育成支援を推進します。
- c. **専門人材マッチング**：石油製品の選定・管理に関する知見や、ITインフラ構築・ネットワーク保守の専門性を活かし、最適な技術や外部人材のマッチングを支援します。
- d. **グリーン化の取組**：環境配慮型潤滑油の提案による廃油削減や、ITを活用した在庫・配送管理の効率化など、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達に共同で取り組みます。
- e. **健康経営に関する取組**：作業環境に配慮した石油製品の活用ノウハウ提供や、ITツールを活用した事務作業の負担軽減など、健康増進施策の共同実施に努めます。
- f. **BCP/事業継続**：取引先のネットワーク冗長化やデータバックアップ体制の構築支援により、災害時等の事業継続計画（BCP）策定をサポートします。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- a. 石油製品（潤滑油等）の原材料価格変動に対し、直接の取引先だけでなく、その先の取引先まで適正な価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- b. IT化による業務改善やコスト低減の成果を取引先と共有し、相互にメリットのある持続可能なパートナーシップを構築します。

2026年3月26日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社トーカイ

企業名

取締役 小野田文子

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。